

平成 31 年総務省告示第 179 号第 6 条第 3 号（令和 8 年 10 月 1 日以降適用分）に
関する照会事項への回答

問 1 返礼品等製造等事業者等から、地場産品基準第 3 号の証明の内容により、原価率や利益率が推測されるおそれがあり、営業秘密を含むためウェブサイト公表できないと言われているが、返礼品として提供できるか。

- 今回の見直しは、区域内で生じている付加価値の割合の算出方法に疑義がある事例が散見されていたことを受けて、告示第 6 条（以下「地場産品基準」という。）を改正し、算出方法の明確化を行うとともに、証明事項の公表によりその透明化を図るものです。
- 地場産品基準第 3 号イ及びロに規定されているとおり、返礼品等製造等事業者から、総務大臣の定めるところにより証明をしてもらい、かつ、その内容が公表されることが地場産品基準に適合するための要件となっています。証明事項について公表できない返礼品等については、提供不可となります。
- なお、今回の証明や公表の内容は、当該地方団体の区域内でどの程度の価値が生じたのか、その割合の記載を求めるものであり、返礼品等の原価率や利益率の公表を求めるものではありません。
- 地場産品基準への適合性についての透明性を確保する上で必要な見直しとしてご理解いただき、返礼品等として提供しようとする場合には、返礼品等製造等事業者との調整を進めていただくようお願いします。

問 2 公表する一覧表において、区域内で生じた価値の割合を、例えば「70%以上」、「51%以上」といった形で記載することは可能か。

- 今回の見直しは、疑義のある付加価値算出方法が散見されていたことを受けて、算出方法の明確化を行うとともに、証明事項の公表によりその透明化を図るものです。
- 証明書の様式には、原則として、総務大臣が定める標準的な算出方法により算出した具体的な割合を、具体的な調達費用及び区域外で生じた費用とともに記載する必要があるため、また、その割合を基に公表する一覧表を作成していただく必要があるため、ご提案のような取扱いとは認められません。

問 3 付加価値の割合について、市外で調達する原材料等の原価が変動する等、付加価値割合が変化する場合もあると想定されるが、「〇%以上」とすることは可能か。

- 問 2 に記載のとおり、証明書の様式には、原則として、総務大臣が定める標準的な算出方法により算出した具体的な割合を、具体的な調達費用及び区域外で生じた費用とともに記載する必要があるため、また、その割合を基に公表する一覧表を作成していただく必要があるため、ご提案のような取扱いは認められません。証明に当たっては、過去の実績を踏まえた数値により算

出するなど、適切な方法をとっていただくようお願いします。

- なお、指定対象期間中において提供した返礼品等について、仮に価値の過半が区域内で生じないこととなった場合には、地場産品基準に違反することとなるため、適切に管理をお願いします。

問 4 返礼品等製造等事業者から証明された区域内において生じた価値の割合に関し、どの程度、内容を確認する必要があるか。詳細な根拠資料を求める必要があるか。

- 地場産品基準第 3 号に該当する返礼品等については、価値の過半が区域内で生じている旨の証明が当該返礼品等を行う者によりなされている必要がありますが、告示上、詳細な根拠資料を求めることまでは規定しておりません。
- 一方、返礼品等製造等事業者には、付加価値の割合は地場産品基準第 3 号の適合性の判断にあたり重要な要素であること、仮に付加価値の割合に誤りがあり、地場産品基準に違反することとなれば、当該地方団体が指定取消の対象となりうることを伝えた上で、証明を行っていただくよう、調整をお願いします。
- なお、総務省における返礼品等の確認にあたり、詳細な根拠資料を求める可能性があります、これらの内容を公表することはありません。

問 5 ふるさと納税返礼品の製造等を行う事業者による証明書やウェブサイト公表する一覧表の様式について、変更することは認められるか。また、一覧表は、地方団体自らが証明書の内容から転記する必要があるのか。

- 証明書・一覧表については、告示に基づく、総務大臣通知において、統一様式としており、改変を行うことは認められません。
- ただし、記載位置の若干の変更などは適宜行っていただいても差し支えありません。
- 一覧表の作成に当たっては、その様式を返礼品等製造等事業者に送付し、証明書の提出と併せて、その内容を転記した一覧表の提出を求めるなどの方法を取ることは可能です。

問 6 地場産品基準第 3 号の証明は、地場産品基準第 6 号及び第 8 号イ・ロについても必要か。

- 地場産品基準第 6 号で提供する返礼品等については、「前各号に該当する返礼品等」が第 3 号の場合には証明書が必要となります。
- 地場産品基準第 8 号イ・ロについては、地場産品基準第 3 号に該当する地方団体において、返礼品等製造等事業者から証明書を取得する必要があります。また、その他の地方団体においても、基準適合性を確認する観点から、地場産品基準第 3 号に該当する地方団体に提出された当該証明書を入手するなど、適正な確認を行ってください。

問 7 区域内において生じた価値の割合に係る算定方法について、「その他の算出方法」はどのような算出方法を想定しているのか。また、数値化が必要か。

- 原則として標準的な算出方法によって算出いただきたいと考えており、その他の算出方法による場合には、その他の算出方法とする理由や算出方法の詳細について、個別に確認することを予定しています。
- 現時点で、その他の算出方法として具体的に想定しているものはありませんが、区域内において生じた価値の割合が過半を超えている（50%超である）ことが地場産品基準第3号の適合の要件となることから、数値化が必要です。

問 8 区域内において生じた価値の割合に係る一覧表について、調達費用と一般販売価格に差があった場合、問題にはならないか。

- 調達費用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定や、地方財政法（昭和23年法律第109号）第3条第1項の「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」との規定に照らして、妥当なものである必要があります。
- 合理的な理由なく、一般消費者に対して販売する際の通常の価格よりも高額である場合には、付加価値基準の適合性に疑義が生じ得ます。

問 9 返礼品等を製造しているメーカーから直接ではなく、区域内に所在する卸売事業者から返礼品等を調達している場合、付加価値割合の算定方法や証明書の提出方法について留意する点はあるか。

- 証明書に記載する「調達費用」は、返礼品等に係る原価や定価ではなく、地方団体が調達のために現に支出した額を記載していただく必要があるため、照会のケースでは、区域内に所在する卸売事業者から調達した際の金額を記載してください。
- 証明については、地場産品基準3号イのとおり「当該返礼品等の製造等を行う者」が行う必要がありますが、照会のケースでは、卸売事業者からの証明でも可能です。また、卸売事業者により生じた価値についても、区域内のものとして整理することが出来る場合には、区域内で生じた価値として算入することは可能です。
- ただし、当該返礼品等について区域外で生じた費用に関しては、返礼品等を製造しているメーカーによる確認・証明が不可欠であると考えられることから、卸売事業者が類似の証明書をメーカーから取得し、その内容をもとに卸売事業者が証明書を作成してください。卸売事業者の証明内容について地方団体が確認する際には、卸売事業者が取得したメーカーの証明書の提出を求めるなど適切に対応いただくようお願いします。
- なお、証明書の内容に疑義がある場合は地方税法に基づき報告を求めることがありますので、十分ご注意ください。

- なお、区域内に所在する卸売事業者から通常の製品価格よりも高く調達を行うことは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 14 項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定や、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項の「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」との規定に照らして、妥当なものである必要があり、合理的な理由なく、通常の価格よりも高額である場合には、付加価値基準の適合性に疑義が生じ得るものであることから適切にご対応をお願いします。